

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：朝来市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業（下水道事業）		
事業開始年月日	平成53年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	兵庫県朝来市	職員数※（H19. 4. 1現在）	6人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本金	430（H17）	公営企業債現在高（百万円）	12,297
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	787
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.496
資金不足比率（％）		実質公債費比率※（％）	18.2（H19）
		経常収支比率※（％）	87.6（H18）

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：生野町・和田山町・山東町・朝来町〕 旧4町で設置していた特別会計を合併時に統合した。事業の性格上、歳出の削減は困難であるため、予算は旧町の予算を合算した寄せ集めの予算でスタートした。 合併時最大の懸案事項は、料金統一が出来なかったことである。一部施設の維持管理を合併直前まで管理組合で行っていたことから、統一が出来ず旧町単位の料金を引きついで今に至っている。合併協議では、統一を概ね3年と定めているため、取り組みを進めているところである。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	朝来市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度まで
計画策定責任者	朝来市長 井上 英俊
既存計画との関係	朝来市行財政改革実施計画（集中改革プラン）（H19～21） 朝来市下水道事業中期経営計画（H18～H22）
公表の方法等	広報誌、HPにより公表、本会議及び産業建設常任委員会での説明
基本方針	最大の課題である料金の統一を早期に実現するとともに、独立採算の経営を原則とする安定経営を目指し、健全化計画を策定するものとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	12	153	0	165
	補償金免除額	2	37		39
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	50	66	0	115

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	11,988	152,976		164,964
					0
					0
					0
合 計 (A)		11,988	152,976	0	164,964
一 般 会 計 負 担 分 再 掲	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		11,988	152,976	0	164,964

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 再 掲	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	48,083	62,920		111,003
					0
					0
					0
合 計 (A)		48,083	62,920	0	111,003
一 般 会 計 負 担 分 再 掲	※上記のうち				0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		48,083	62,920	0	111,003

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>朝来市は旧朝来郡4町が、平成17年4月1日の合併により誕生した市である。合併以前は大部分の処理区で下水道管理組合が組織されており、それぞれの管理組合が、処理施設の管理運営を行っていた。合併にあたり管理を町に移管し直営とした上で、旧町が行っていた下水道事業を、新市がそのまま引き継いだため、依然として旧町ごとの運営方法を引きずっており、旧町ごとの寄せ集め予算となっている。</p> <p>経営状況は、処理区によってばらつきがあるものの、特別会計全体で見ると維持管理経費は使用料収入で賄っており、将来の施設改修に備えるための維持基金の積立も若干ではあるが行っている。</p> <p>一般会計からの繰入の状況は、起債償還のための財源について受けている。その内、基準外の繰入は元金償還金のみである。しかし、起債償還の財源としての減債基金が、平成21年に底をつく見込みであり、それに伴い一般会計からの繰入金が増が避けられない状況である。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金体系の統一化(料金の適正化)</p> <p>料金体系は、合併時に統一できなかったため、合併前の旧町の料金体系をそのまま引き継いでいる。その結果、処理区によって使用料の実質負担額が大きく異なっており、公平性を欠いた料金体系となっている。</p>
	<p>課題 ② 効率的な事業運営</p> <p>公共1、特環5、農集14の計20処理区、20処理場を有している。特に農集では、集落単位の処理区が多くあり、小規模な処理場が点在している。1処理区当たりの処理人口は最も多い山東南部が1,371人、最も少ない円山が146人で平均すると415人である。多くの小規模処理場を有することは経営効率低下の大きな要因となっている。</p>
	<p>課題 ③ 計画的な整備による経費の平準化と延命化</p> <p>施設整備が短期間に集中したため、近い将来に老朽化による施設修繕等が集中するものと予想される。農集では、すでに供用開始後20年を経過した古い施設もあり、大規模改修が必要となってきた。施設改修や修繕等には巨額の費用が必要であるが、費用の偏りは下水道の安定経営に重大な支障をきたすものと懸念される。</p>
	<p>課題 ④ 維持管理経費の節減</p> <p>ランニングコストでは薬品費、電気代、電話代、汚泥処分費及び委託料（処理場運転管理費）が大きなウエイトを占めている。</p>
	<p>課題 ⑤ 未収金の徴収強化及び支払方法の多様化の検討</p> <p>料金未払い者に対する有効な対抗手段がないのが現状である。また、利用者から、転出等による遠隔地からの支払いや土日・時間外での支払い、コンビニに支払い等、支払方法の多様化を望む声がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	804	792	829	766	727	724	721	695	686	673		
		(1) 営 業 収 益 (B)	328	333	335	345	370	371	390	390	391	391	
		ア 料 金 収 入	307	309	313	345	370	371	390	390	391	391	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1										
		ウ そ の 他	20(0)	24(0)	22(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
		(2) 営 業 外 収 益	476	459	494	421	357	353	331	305	295	282	
	2 総 費 用 (D)	(1) 営 業 費 用	286	278	274	322	282	288	289	288	288	288	
		ア 職 員 給 与 費	13	13	15	31	37	37	37	37	37	37	
		イ そ の 他	273	265	259	291	245	251	252	251	251	251	
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	(2) 営 業 外 費 用	474	448	503	395	386	368	346	320	310	297	
		ア 支 払 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	472	447	422	395	374	353	331	305	295	282	
		ウ 一 時 借 入 金 利 息	1				0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	2	1	81		12	15	15	15	15	15	
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	44	66	52	49	58	68	86	87	88	88	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,136	1,680	1,116	1,431	878	802	942	1,709	785	686		
		(1) 地 方 債	30	268	22	223	17	27	188	597	78	57	
		(2) 他 会 計 補 助 金	655	737	818	717	654	603	528	501	630	573	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	81	368	26	248	5	11	75	430	76	56	
		(6) 工 事 負 担 金	5	11	26		1	1	1	1	1	0	
		(7) そ の 他	365	296	223	243	201	160	150	180	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	950	1,729	1,068	1,433	848	811	967	1,717	790	686		
		(1) 建 設 改 良 費	188	827	167	540	32	58	153	893	159	113	
		イ 職 員 給 与 費	76	75	76	31	19	8	8	8	8	8	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	755	897	900	893	816	753	814	824	631	573	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他	7	5	1			0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	186	-49	48	-2	30	-9	-25	-8	-5	0			

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	230	17	100	47	88	59	61	79	83	88
積 立 金 (K)	168	58	75	39	116	52	62	70	80	86
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	176	54	14	38	46	18	25	24	33	36
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	162					0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	76	13	39	46	18	25	24	33	36	38
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	61	4	38	46	18					
実 質 収 支 黒 字 (P)	15	10	0	0	0	25	24	33	36	38
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	53.1	48.8	49.4	47.6	49.0	51.3	49.8	48.5	55.8	58.1
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	327	333	335	345	370	371	390	390	391	391
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高	1,008	796	451	875	787	838	900	971	1,051	1,137
企 業 債 現 在 高	15,262	14,662	14,060	13,113	12,297	11,571	10,946	10,722	10,169	9,651
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	15,262	14,662	14,060	13,113	12,297	11,571	10,946	10,722	10,169	9,651
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	373	364	329	308	312	353	331	305	295	281
うち基準内繰入金	63	54	50	113	312	353	331	305	295	281
うち基準外繰入金	310	310	279	195	0	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	310	310	279	195	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	655	737	818	717	654	603	528	501	630	573
うち基準内繰入金	197	207	200	190	156	153	107	77	51	40
うち基準外繰入金	458	530	618	527	498	450	421	425	579	533
うち赤字補てん的なもの	458	530	618	527	498	450	421	425	579	533

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	23.7	19.0	23.1	25.9	38.8	34.5	34.2	33.9	40.3	42.6	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	53.1	48.8	49.4	47.6	49.0	51.3	49.8	48.5	55.8	58.1	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	46.5	45.9	39.7	40.3	42.8	48.8	45.9	43.9	43.0	41.8
	うち基準内繰入金 (%)	7.9	6.8	6.0	14.8	42.8	48.8	45.9	43.9	43.0	41.8
	うち基準外繰入金 (%)	38.6	39.1	33.7	25.5						
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	38.6	39.1	33.7	25.5						
	資本的収入分 (%)	57.6	43.9	73.3	50.1	74.6	75.2	56.1	29.3	80.3	83.5
	うち基準内繰入金 (%)	17.4	12.3	17.9	13.3	17.9	19.1	11.4	4.5	6.5	5.8
	うち基準外繰入金 (%)	40.3	31.5	55.4	36.8	56.7	56.1	44.7	24.9	73.8	77.7
うち赤字補てん的なもの (%)	40.3	31.5	55.4	36.8	56.7	56.1	44.7	24.9	73.8	77.7	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>(現況) 平成17年4月1日に合併し、合併前4町が実施していた下水道事業を新市がそのまま引き継いでいる。よって、料金は旧町の料金体系のままであり、従量制と使用人数による定額制の2本立てとなっている。更に処理区ごとに料金単価も異なっている。合併協議の中で合併後3年を目途に料金の統一を図ることが明記されており、現在料金統一に向けて取組んでいるところである。</p> <p>(見込み) 料金統一では、独立採算を基本に、健全で安定経営の出来る料金の設定を目指しており、具体的には従量制料金体系の採用と単価の統一を行うものである。中期経営計画での料金統一の方策は、現状で最も高い旧生野町の料金体系と最も多い旧和田山町の料金体系のいずれかを採用するとしているが、簡易的なシミュレーション結果によると、後者では現状の料金収入を確保できない見込みである。</p> <p>現在の水洗化率(約92.5%)から大幅な水洗化率の向上は困難な状況であること、特に周辺地域の人口の減少傾向が顕著なこと、節水意識の高まり等、負の要因が多いことを考えると、使用料収入の暫時減少は避けられない見込みである。よって、今回の料金統一に合わせて健全経営のできる適正な料金に改定するとともに定期的な料金の見直しを行うこととする。なお、この料金改定は収支計画で20年度から反映した計画としている。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>実繰入金は、起債の償還に係る金額を見込んでいる。繰出基準に分流式下水道に係る経費が新たに認められたため、償還金利子に対する基準外の繰入はなくなったが、償還金元金に対する基準外の繰入は、引き続き発生する見込みである。元金償還の不足分財源として減債基金を取り崩して対応するべきであるが、旧町での諸事情で残り少なくなっているため、一般会計の負担はやむをえないものと考えている。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>(予定されている事業) 施設整備は完了しているため都市開発事業に伴う関連事業及び課題にも掲げた処理場の統合等が主なものである。具体的には区画整理事業に伴う管渠敷設事業・老朽化施設の改修・未整備地区の公共下水道地域への編入・街並環境整備事業等の事業を予定している。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>減債基金が平成21年度でなくなる見込みであり、それ以降は一般会計からの繰入金の負担額が連動して大きくなる見込みである。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成18年2月に「定員適正化計画」を策定するとともに平成18年11月に「集中改革プラン」を策定し、朝来市として職員数の純減や人件費総額の削減に向けた取り組みを進めています。</p> <p>朝来市では、行財政改革集中改革プラン(平成19年度～平成21年度)に基づき、職員数の純減に取り組んでいます。定員適正化計画初年度の状況は、退職28名、採用4名で24名の減員となっています。最終年度には、職員数が52名の減員、増減率では、10.3%の減を見込んでいます。また、それ以降は定員適正化計画により、集中改革プランと合わせた10年間で職員数132名の減員、増減率で26.3%の減を予定しています。なお、現在の下水道課職員は6名であり、定数削減の余地は少ないため、事務・事業の見直し及び委託の推進状況を見ながら削減に取り組んでまいります。</p> <p>平成18年度に、国の基準に準じた改正を実施済みです。</p> <p>国家公務員の給与構造改革に準じ、平成18年度に見直しを実施しました。併せて、地域手当については、国の制度を導入しています。(地域手当としては、未支給であるが、従前は調整手当を5%支給していた。この調整手当は、今回の改正で廃止済みである。)</p> <p>現状の給与について、平成19年度中に総合的な点検を実施する予定です。点検結果から、是正や調整等の必要が生じた場合には、早急に改善いたします。また給与のあり方について、現状・見直しに向けた考え方・取り組み内容等の方針を策定し、平成20年3月までに公表することとしています。</p> <p>本市において現在、定員の適正化を図る手法として勸奨退職制度(退職時特昇含む)を適用しているが、今後は廃止の方向で見直しを検討しており、遅くとも財政健全化計画期間内(平成23年度)には廃止したい。</p> <p>法に基づく負担を行っている。なお、市職員互助会への助成を平成19年度から廃止しています。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題④のいわゆるランニングコストの削減については、ウエイトの大きい次の経費について節減を図ります。 (動力費(電気代))事業の性格上縮減が困難であるが、流入水質や気候の変化に対応した適切な運転設定とすることにより縮減を図ります。 (修繕費)課題③の計画的な整備による経費の平準化と延命化については、大規模設備については長期的な整備計画による点検整備(オーバーホール)で設備の延命化を、小規模な機械器具等は、点検整備による延命化と新品への更新との経費比較により実施してまいります。 (薬品費)共同購入の検討、入札及び一括発注等により単価の抑制を図ります。 (汚泥処分費)現在、汚泥の減容化テストを実施しています。結果により他施設への導入を図ります。また脱水汚泥はセメント原料として有効利用しており、搬出を継続してまいります。 (電話代)異常通報や運転監視システムはNTT回線を使用しています。回線数は施設の数だけ必要なため多くの通信費用を支払っています。必要度を検証するとともに、より安価なケーブル電話回線への切替等の検討をしていきます。 (委託料)今年度から随意契約を指名競争入札に変更しています。更に、業務委託を複数年契約としました。これにより約1割の委託料の削減効果がありました。 課題②の効率的な事業運営については、公共、特環、農集、コミプラの事業を超えた処理区の統合により、処理場の数を減らすことを検討しています。現在、農集及びコミプラの特環への統合と農集間の統合に向けての取り組みを行っています。 (不明水対策の実施)管渠の老朽化により、不明水が多くなってきている。不明水の増加は維持管理経費高騰の要因となっているため、計画的に止水対策を実施してまいります。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="radio"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<p>朝来市では、課題①に掲げたように、合併時に下水道料金の統一が出来なかったため、旧町の料金をそのまま引き継いだ料金体系となっています。料金体系がまちまちであり全体としての料金水準の比較が出来ないのが現状です。料金については、合併協議の中で合併後3年を目途に統一をすることとしているため、現在統一に向けて取り組んでいるところです。統一の料金体系は、市民に分かりやすく、公平な負担となる従量制を採用することとしています。</p> <p>現在、料金単価の決定のためシュミレーションを行っているところです。</p> <p>下水道経営の現状は、一般会計からの繰入により収支バランスを保っている状況にあります。しかし市の財政状況が悪化しており、従来どおりの繰入の継続が困難になることは確実なため、独立採算を原則とした健全で安定的な経営の出来る料金水準を試算しているところであります。統一と併行して料金の値上げに早急に取り組むこととしています。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="radio"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="radio"/> 行政評価の導入	<p>財務状況等情報公開は、全戸配布の広報誌により毎年定期的に公開しています。</p> <p>職員の意識改革・効率的な行政運営・説明責任・行政活動の透明性の確保・総合計画の進行管理等を目的として平成19年度から導入しています。</p> <p>朝来市での行政評価は、評価の対象を「事務事業」としています。これは評価を行う職員にとって馴染みやすく、予算との連動も行いやすいこと、改革・改善の課題を職員自らが洗い出し、その具体的対応策を職員自らが取組む必要があるからです。まずは「職員の意識改革」を目的とし、資質の向上を図り、よりよい朝来市を目指すための最初のステップとして、事務事業評価に取り組んでいくこととします。</p>
5 その他	<p>課題⑤に掲げた未収金の徴収強化等については、上水道課との連携により徴収率を上げることを目指しています。具体的には徴収強化期間の設定や上下水道料金の同時徴収、支払い方法の多様化の検討を行ってまいります。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	下水道課職員は現在9名（特別会計所属職員6名・一般会計所属職員3名）となっています。定数削減の余地は少ないため、事務・事業の大幅な見直し及び業務委託の推進状況を見ながら削減に取り組んでまいります。人件費の総額の抑制については、調整手当及び寒冷地手当の廃止や55歳以上職員の昇給停止等が実施済みとなっています。下水道課職員の平均年齢が45歳と高いため、若い職員との人事異動による交代も考えられるところですが、集中改革プラン及び定員適正化計画に沿った市全体として取り組みが必要であると考えています。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	歳出を抑制することは、料金値上げと同様の効果があるため維持管理経費の節減に努めているところです。しかし、ランニングコストの節減は限界があるため、小規模処理場の整理統合や計画的な施設の改修・整備によって耐用年数を延ばす等の予防的な経費の節減と合わせて、市民の理解を得ての料金の改定による収入増に取り組み経営の安定化を図ることが重要です。また、市の財政状況が悪化している状況及び下水道事業会計全体の7割強を占めている償還金の財源として、一般会計繰入金に頼っている現状を考えると、公債費を減少させることは最優先課題のひとつです。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰入は、資本金（償還金）分について行っています。分流式下水道に要する経費の新設に伴い繰出基準額が増加しましたが、依然として繰入に頼っている状況は変わっていません。平成21年度には減債基金が無くなる見込みであり、これに伴う不足分を一般会計からの繰入で賄うこととなる状況であります。料金収入の増加や経費の削減等に引き続き取り組んで参りますが、繰上償還による償還金の減額は、直接的な効果があり健全経営に大きく寄与するものと期待しています。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 （参考）補償金免除額 欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 必要に応じて行を追加して記入すること。
--

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	23,685	24,129	23,765	23,619	23,466		23,454	23,442	23,433	23,424	23,414		
	A 増減	0	444	-364	-146	-153		-219	-12	-24	-33	-42	-52	-163
	水洗便所設置済人口(人)	21,323	21,919	21,973	21,846	21,821		21,816	21,810	21,808	21,805	21,802		
	B 増減	0	596	54	-127	-25		498	-5	-11	-13	-16	-19	-64
	水洗化率(%)	90.0	90.8	92.5	92.5	93.0		93.0	93.0	93.1	93.1	93.1		
	C 増減	0.0	0.8	1.6	0.0	0.5		3.0	0.0	0.1	0.1	0.1		0.4
	有収水量(m³)	2,442,006	2,483,772	2,582,683	2,509,879	2,409,133		2,411,621	2,414,028	2,416,884	2,419,618	2,422,197		
	D 増減	0	41,766	98,911	-72,804	-100,746		-32,873	2,488	4,895	7,751	10,485	13,064	38,683
	使用料単価(円/m³)	126	124	121	137	154		154	162	161	162	162		
	E 増減	-9	-1	-3	16	16		28	-6	8	8	8	8	31
② 料金改定率(%)									5	0	0	0	5	
F 増減							0	0	5	0	0	0	5	
③ 取納率(%)				98.8	98.9			98.9	99.0	99.0	99.1	99.1		
G 増減							0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.6	
④ その他()														
H 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	54,464	55,493	55,839	57,551	61,776		61,783	64,990	65,045	65,174	65,238		
	増減	-9	1,029	345	1,712	4,226		7,312	6	3,214	3,269	3,398	3,462	13,349
	職員数(人)	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	1,515,495	1,622,604	1,677,288	1,610,227	1,484,938		1,409,498	1,449,005	1,432,344	1,229,529	1,157,859		
	I 増減	0	107,109	54,684	-67,061	-125,289		-30,557	-75,440	-35,933	-52,994	-255,409	-327,079	-746,455
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	64	67	71	68	63		60	62	61	52	49		
	J 増減	-9	3	3	-2	-5		-1	-3	-1	-2	-11	-14	-31
	汚水処理原価(円/m³)	530	653	526	530	396		446	473	476	401	379		
	K 増減	477	123	-129	5	-134		343	50	77	80	5	-17	195
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	118	112	106	128	122		126	125	125	125	125			
L 増減	-9	-6	-6	22	-6		4	4	3	3	3	3	16	
⑥ その他()														
M 増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
使用料回収率(%)	24	19	23	26	39		34	34	34	34	40	43		
(E/K×100)	増減	-9	-5	4	3	13		-4	-5	-5	1	4		
累積欠損金比率(%)	増減													
企業債現在高(千円)	15,261,640	14,661,833	14,060,356	13,113,178	12,296,972		11,571,400	10,946,272	10,722,209	10,168,699	9,651,074			
増減	0	-599,807	-601,477	-947,178	-816,296		-725,572	-1,350,700	-1,574,763	-2,128,273	-2,645,898			
収入の確保	使用料収入	307,115	308,936	313,251	345,053	370,368		370,696	389,939	390,272	391,046	391,429		
	改善額(千円)							0	0	18,905	18,905	19,276	19,276	76,362
	①有収水量の増加							0						0
	②使用料の適正化							0	18,535	18,535	18,535	18,535	18,535	74,140
	③取納率の向上							0	370	370	741	741	741	2,222
④(水洗化改善)														
改善額(千円)							0	338	338	339	339	339	1,693	
経営の効率化	管理運営費	1,515,495	1,622,604	1,677,288	1,610,227	1,484,938		1,409,498	1,449,005	1,432,344	1,229,529	1,157,859		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	12,841	13,176	14,641	30,749	36,630		36,897	36,897	36,897	36,897	36,897		
	改善額(千円)							2,346	10,185	10,185	10,185	10,185	10,185	50,925
	⑤職員給与と費の適正化					2,346		2,346						0
	維持管理費(上記以外)の適正化 (入札・複数年契約・ランニングコスト削減)							0	10,185	10,185	10,185	10,185	10,185	50,925
	うち職員給与と費中の退職手当													
⑥()														
改善額(千円)							0						0	
							計画前5年間改善額合計(千円)	2,346					改善額合計(千円)	128,980

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額(千円) 39,000